

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会福祉団体活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が磐田市内で活動する社会福祉の目的をもって組織する団体（以下「福祉団体等」という。）に対し、助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象となる団体等)

第2条 助成対象となる福祉団体等は、次の第1号から第6号までの要件をすべて満たしている団体とする。

- (1) 磐田市内で活動する第3条第1項第1号から第5号に掲げる事業を行う福祉団体であること。
- (2) 本会の会員であること。
- (3) 代表者や会計責任者を定めていること。
- (4) 団体の構成人員が5人以上であること。
- (5) 法人格を有する団体（NPO法人は除く）でないこと。
- (6) 宗教、政治、営利を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) その他本会会長（以下「会長」という。）が特に認めた団体

(助成対象となる事業)

第3条 助成対象となる事業は、次の各号に該当する事業で、地域住民等へ参加、交流が広く呼びかけられていることを条件とする。

- (1) 高齢者、障害児者、児童、母子父子家庭等の福祉向上を目的とした事業
- (2) 児童の健全育成を目的とした事業
- (3) 福祉を目的とした講座、講演会、研修会等の事業
- (4) ボランティア団体の健全な運営やボランティアの養成、普及を目的とした事業
- (5) 他の福祉団体との交流や多世代の交流を目的とした事業。
- (6) 原則として、当該年度に本会より他の助成を受けていない事業
- (7) 原則として、当該年度に行政及び他の団体等から補助金など資金援助を受けていない事業
- (8) その他会長が特に認めた事業

2 前項のうち、歳末募金配分金を財源とする事業については年末年始に実施し、地域歳末たすけあい運動実施要項に基づく事業であること。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、対象事業を実施するために必要な経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、原則として対象外とする。

- (1) 管理運営費
- (2) 飲食費、接待費、交際費、寸志、土産等儀礼的・交際費的経費
- (3) その他事業を実施する上で直接必要のない経費

(助成金額)

第5条 助成金額は、千円単位とし、概ね別表に示す範囲内で、予算額及び全体の申請件数、団体の活動内容、事業内容等を審査し決定する。

(助成金の財源)

第6条 助成金は、本会会費及び共同募金配分金並びに歳末募金配分金を財源とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「団体」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 団体の事業計画書及び予算書
- (2) 団体の前年度決算書（前年度に助成を受けた団体は、助成対象事業の収支がわかる書類）
- (3) 見積書（備品購入事業）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第8条 会長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適正と認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により団体に通知する。

(交付決定の取消し)

第9条 会長は、団体が次の各号に一に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) 当該助成事業を中止したとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の交付請求)

第10条 前条により交付決定を受けた団体は、助成金交付請求書（様式第3号）を会長に提出する。

(実績報告)

第11条 助成金の交付を受けた団体は、事業完了後速やかに事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて会長に報告しなければならない。

- (1) 活動の様子が分かる写真

- (2) 領収書の写し
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の返還)

第12条 会長は、第9条の規定により助成金の交付決定を取り消したとき又は事業実績に基づき算出した助成金額が既に交付した金額を下回るときは、助成金返還通知書（様式第5号）により、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象団体、事業等	助成金額の上限
障害当事者団体又は福祉施設及び障害者支援を目的とする団体が実施する事業	事業費の範囲内で20万円を上限とする。
福祉団体等が高齢者、障害児者、児童、母子父子家庭等の福祉向上を目的として実施する事業	事業費の範囲内で10万円を上限とする。